

平成22年12月28日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会

会長 沖村孝



公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会（以下「本審査会」という。）は、兵庫県知事から、平成22年11月5日に審査依頼を受けた兵庫県投資事業評価要綱第2条第2号の継続事業に係る審議案件17件および11月15日に審査依頼を受けた同投資事業評価要綱第2条第1号の新規事業に係る審議案件3件を合わせた20件について、慎重に審議を行った。

その結果、継続事業17件については「継続」することが妥当、新規事業3件については「新規着手」することが妥当と判断した。

事業の実施にあたっては、下記の審査結果並びに審査時の意見を十分に尊重し、公共事業予算が縮減されるなか、これまで以上に効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい。

特に、進捗率の高い事業にあっては、予算の重点配分などにより、早期事業完了を目指すとともに、長期間を要する事業ならびに長期化した事業については、事業計画に対してのさらなる住民理解に努め、円滑な事業推進に努められたい。

なお、公共事業の円滑な実施を図るうえで、事業に対する関係住民の理解と協力を得ることが益々重要となってきているが、本来、地域の道路・河川・林道等の公共施設というものは、地域の財産として愛着を持って関わって頂くものであることから、地域住民が守り育てていく契機となるよう、事業の計画段階から、公共施設の役割や効果について、これまで以上に丁寧な説明や周知に努められたい。

また、今回の審査会では4件の事後評価において有意義な検証結果の報告を受けたところであるが、事業計画の変更内容や経緯も明記するなど、今後とも事後評価のさらなる充実に努められたい。

記

I 継続事業の審査結果について

1 道路事業

- (1) (国) 372号 丹南バイパス（篠山市）
- (2) (国) 372号 野村河高バイパス（加東市）
- (3) (国) 372号 小原豊國バイパス（姫路市）

これら国道372号の道路改築事業は、線形不良区間、幅員が狭小な隘路区間、あるいは歩道未整備区間を解消し、交通の円滑化による地域の活性化や自転車歩行者の安全性を確保するために実施しているバイパス整備や現道拡幅事業である。加えて、当該路線は阪神・淡路大震災時には、臨海部幹線道路の代替ルートとして機能するなど、緊急時の道路としても活用されるものであり、いずれの箇所も事業実施の必要性は依然として高いことから、事業継続は妥当である。

なお、事後評価における効果検証では、事業単位ごとの評価にとどまらず、路線全体や、さらに広域的な道路ネットワークとして有効に機能しているかといった点についても検証されたい。

(4) (主) 豊岡竹野線（豊岡市）

当該事業は、幅員が狭く老朽化した城崎大橋の架け替え及び取付道路の整備である。事業実施により、円山川の異常出水時の城崎町の孤立化や洪水時における流れの阻害などの課題を解消するとともに、城崎温泉への交通アクセス強化や交通の円滑化による地域の活性化を図るもので、早期の事業効果の発現が必要なことから、事業実施の必要性は依然として高く、事業継続は妥当である。

なお、橋梁架け替え位置について、関係住民との合意形成に時間を要したこと等から事業期間が延伸されているが、今後の事業実施にあたっては、事業計画へのさらなる住民理解に努め、事業の早期完成に努められたい。

また、当該事業箇所が山陰海岸国立公園内に位置していることから、事業実施にあたっては、現在実施中の環境調査に基づいて必要とされる対策を遵守するなど、環境への影響に十分配慮されたい。

(5) (一) 川西インター線（川西市）

当該事業は、新名神高速道路(仮)川西インターインジへのアクセス道路の整備である。事業実施により、新名神高速道路と同時供用することで、高速道路の効率的な利用を促進するとともに、南北方向の主要地方道および国道173号を繋ぐ東西方向の幹線道路として道路ネットワークを形成し、地域の生活利便性の向上を図るものである。事業実施の必要性は依然として高く、事業継続は妥当である。

なお、事業実施にあたっては、適切な樹種選定による在来植生の復元など、周辺環境の保全に努められたい。

(6) (一) 広畠青山線（姫路市）

当該事業は、姫路市臨海部と国道2号姫路バイパス姫路西ランプを結ぶバイパスの整備である。事業の実施により、慢性的な交通渋滞の解消を図るとともに、姫路市臨海部へのアクセス向上により、姫路港の物流機能の強化や地域の活性化を図るものであり、事業実施の必要性は依然として高いことから、事業継続は妥当である。

なお、事業実施にあたっては、暫定供用を図るなど、事業効果の早期発現に努められたい。

2 港湾事業

(7) 姫路港廃棄物処理事業 網干沖地区（姫路市）

当該事業は、播磨地域の港湾整備等により発生する浚渫土砂を受け入れる処分地を整備するものであり、当該地区が播磨地域で唯一の受け入れ箇所であるため、事業の必要性は高い。加えて、護岸構成により浚渫土砂の受け入れも開始されており、事業継続は妥当である。

なお、埋め立てにあたっては有害物質が混入しないよう監視を継続するとともに、当該事業に含まれていない埋め立て後の土地利用については、地元市と連携のうえ、地域住民が望む有効な利活用が図られるよう努められたい。

(8) 相生港改修(地方)事業 鰯浜地区（相生市）

当該事業は、相生港鰯浜地区の港湾改修事業であり、係留施設、ふ頭用地等の不足に起因する漁船の安全な操船や停泊、陸揚げや出漁準備時に支障をきたしている状態を解消し、効率的な漁業活動を支援するため、係留施設やふ頭用地等の漁業施設を整備するものである。

漁業経営の安定化に向け、漁獲高が増加傾向にある相生産の牡蠣のブランドを守り育て、当該関係地域の活性化へ寄与するために必要な事業であり、残工事の見通しも立っていることから、事業継続は妥当である。

3 海岸事業

- (9) 尼崎西宮芦屋港海岸高潮対策事業 内港地区（尼崎市）
- (10) 姫路港海岸高潮対策事業 浜田地区（姫路市）
- (11) 福良港海岸高潮対策事業 福良地区（南あわじ市）

これらの事業は、護岸などの整備による防潮機能の強化を図ることにより、高潮による浸水被害を防止し、地域住民の安全安心な生活の確保と、地域の活性化に寄与するための防災事業であり、整備効果の発現に向けて早期に事業を完成させる必要があることから、事業継続は妥当である。

なお、事業実施段階から、防災施設整備の必要性や効果についての積極的な説明や周知に取り組み、地域住民の防災意識の啓発に努められたい。

4 土地区画整理事業

- (12) 西脇地区画整理事業（明石市）
- (13) 国安地区画整理事業（加古郡稻美町）

これらの事業は、周辺地域の急速な市街化に対し、道路などの公共施設整備の遅れによる無秩序な市街地形成を防止し、都市計画道路、近隣公園等の基盤整備とともに快適な居住環境を併せ持つ良好な住宅地整備を行うものである。また、公園等と一体化した市街地整備により、自然と調和したくつろぎのある空間の創出や災害に強いまちづくりを目指すものであり、国安地区においては既に保留地の処分を開始し、両地区とも地域からの早期完了が望まれていることなどから、事業継続は妥当である。

5 河川事業

- (14) 地震・高潮対策河川事業 (二) 野田川水系野田川（姫路市）

当該事業は、高潮、洪水による浸水被害の再発を防止し、地域住民の安全安心な生活環境を確保することを目的とした高潮護岸、防潮水門、高潮排水機場等の整備を行う防災事業で、一部の河床掘削工事を残すのみであり、早期に整備効果を発現する必要があることから、事業継続は妥当である。

なお、事業実施においては、自生している在来植物の保全や外来植物等の駆除など、生態系の保全に努められたい。

また、事業計画において、高潮対策の排水ポンプの設置台数について、当初計画の3台から2台へと変更されているが、これは、既に設置済みの排水ポンプ2台により、近隣河川の高潮時の治水安全度に対する整備水準と整合が図られていることから、止むを得ないと判断する。なお、事業完了後、近隣河川の整備状況を見極め適切な時期にポンプ施設を拡充し、高潮時における治水安全度の一層の向上に努められたい。

6 林道整備事業

- (15) 森林基幹道整備事業 千ヶ峰・三国岳線（朝来市～多可郡多可町）

当該事業は、林内路網の骨格となる森林基幹道の整備を行う事業であり、事業実施により、林業の生産性向上や森林資源の有効利用、森林の有する土砂流出防止などの多面的機能の持続的な発揮を図るものである。既に供用済みの区間があるものの、不連続な現状では十分な効果が発揮されず、早期の完成が必要なことから、事業継続は妥当である。

ただし、北工区の実施を見据えると、事業期間が長期にわたるため、原木の需要供給見込みの十分な把握、間伐材を活用した原木生産システムの構築、県産木材の安定した流通の確保、人材の育成による労働力の確保に努めるとともに、今後、林業情勢の変化により原木供給計画が変更される場合には、当該事業計画を見直すなど、順応的に事業を推進されたい。

また、間伐による土砂流出抑止量のデータは、重要な知見であり、今回の事業評価に用いることは適切であるが、限られた地域のデータでもあることから、学術資料として公開できるよう、さらなるデータの蓄積に取り組まれたい。

なお、林道整備事業で評価した洪水防止の効果は、河川計画にそのまま使用されるものではなく、混用されることがないようにとの意見が本審査会であったことを申し添える。

7 漁港漁村整備事業

(1 6) 広域漁港整備事業 室津漁港（たつの市）

当該事業は、牡蠣養殖の水揚げ量が増加している当該地域において、安全な漁業活動を確保し、就労環境や水産物生産性の向上を図るために、不足している係留施設や加工場用地等の整備を行う事業である。残工事である加工場用地整備等については地域からの早期整備が望まれており、事業執行の見通しも立っていることから、事業継続は妥当である。

なお、当該事業の実施により新たな牡蠣養殖業が展開され、既存の加工場等と一体となって、当該関係地域の活性化にさらに寄与することを期待する。

8 水道用水供給事業

(1 7) 特定広域化施設整備事業（阪神地域等 17 市 5 町 1 企業団）

当該事業は、渇水時の水資源の広域的利用など、安全安心な水道用水を安定的に供給するための施設整備事業で、公衆衛生の向上や生活環境の改善に寄与するものであり、また、関係市町における県水の需要に対応するためには、給水能力の向上が必要であることから、事業継続は妥当である。

なお、事業実施にあたっては、人口減少などの社会情勢の変化にともなう今後の県水の需要動向を踏まえ、適切な施設の整備に努められたい。

II 新規事業の審査結果について

1 道路事業

(1) (主) 太子御津線（姫路市、揖保郡太子町）

当該路線は、中播磨から西播磨地域における産業活動及び地域交流を支える太子町・姫路西部地域の南北幹線道路であるが、JR 山陽本線と交差する茶ノ木踏切がボトルネックとなっており、円滑な交通の確保や踏切事故の防止が喫緊の課題となっている。当該事業は、これらの課題解消のために、道路高架により JR と立体交差するバイパス道路を整備するもので、加えて、当該路線に隣接して計画中の土地区画整理事業と一体となった整備により、JR 網干駅周辺の良好な市街地形成に相乗効果が見込まれることから、事業着手は妥当である。

なお、事業実施にあたっては、歩行者等の安全確保や沿道住民の生活利便性にも配慮されたい。

2 河川事業

(2) (二) 武庫川水系武庫川流域治水対策河川事業(本川) (神戸市、尼崎市、西宮市)

武庫川流域では、人口・資産が高度に集積している下流部築堤区間の安全性向上という喫緊の課題に対応することを重要視して、戦後最大洪水と同規模の目標流量の達成に向けた「総合的な治水対策」に取り組むため、平成22年12月に「武庫川水系河川整備計画(案)」がとりまとめられた。

当該事業は、「武庫川水系河川整備計画(案)」に位置付けられた対策のうち、本川の下流部築堤区間ににおける高水敷切下げ、河床掘削やこれにともなう道路橋等の改築などによる流下能力の向上と洪水調節のための新規遊水地を整備するもので、目標流量の達成に向けて、早期かつ着実に下流部築堤区間の治水安全度の向上に効果を発揮するものであることから、事業着手は妥当である。

なお、公共事業予算が縮減されるなか、事業の効率性向上のため、新規遊水地については、残土を有効活用するなどのコスト縮減に取り組まれたい。

また、事業実施にあたっては、当該事業計画のみならず、「武庫川水系河川整備計画(案)」に位置付けられている全ての事業の必要性についても流域の住民理解に努め、「武庫川水系河川整備計画(案)」の目標達成のため、河川対策に加え、校庭等に雨水を貯留する流域対策や適切な避難方法の普及啓発等を進める減災対策による総合的な治水対策を、「武庫川流域総合治水推進協議会」との連携を図りながら、計画的に推進されたい。

(3) (二) 武庫川水系武庫川流域治水対策河川事業(支川 大堀川) (宝塚市)

「武庫川水系河川整備計画(案)」に位置付けられた支川の対策のうち、当該河川では、未改修区間である西田川橋上流において浸水被害が頻発しており、再度の災害を防止するため早期の対応が求められている。

当該事業は、河床掘削や護岸整備等の戦後最大洪水と同規模の洪水への対応による治水安全度の向上を図り、流域住民の安全・安心な生活を確保するものであり、事業着手は妥当である。

なお、事業実施にあたっては、流域住民への理解に努め、円滑な事業推進による早期の整備効果の発現に努められたい。

III 事後評価について

1 道路事業

(国) 482号 村岡道路(蘇武トンネル) (豊岡市)

当該事業は、但馬中部地域における幹線道路ネットワークの強化はもとより、地域間交流や観光振興など地域の活性化を目的とし、蘇武岳を主峰とする急峻な山地部の通行不能区間において、長大トンネルを含むバイパス整備を行い、平成15年度に完成したものである。

検証により、移動時間の短縮や国道9号の代替機能確保などの効果とともに、観光地や医療機関などへのアクセス強化など、周辺地域への波及効果も確認できた。

この結果を踏まえると、今後の道路事業の必要性については、時間短縮便益などのB/Cで表される効果だけでなく、救急医療や防災等の安全安心効果、観光振興等の地域交流促進効果など、B/Cでは表せない多様な効果も踏まえて評価することが重要であり、その参考事例として、積極的な情報発信に努められたい。

なお、当該事業におけるトンネル掘削中の湧水発生への対策を踏まえ、今後の同種事業については、事前調査や適切な計画策定等に努められたい。

2 都市公園事業

有馬富士公園（三田市）

当該事業は、阪神間における多様化したレクリエーション需要に対応するため、自然環境に配慮した住民参加型の広域公園として、緑地の保全、公園利用者の交流・体験や環境学習の場の提供などを目的に整備を行い、平成20年度に第1期事業が完成したものである。

本公園の利用状況等から、阪神間の広域公園としての機能発揮とともに、公園利用者の様々な活動や交流の場、散歩・散策などの休養休息の場、子供達の健全な育成の場等として定着していること、さらには、観光振興等の地域活性化への波及効果等も確認できた。

なお、今後は、自家用車が中心となっているアクセス手段について、バスの増便など公共交通機関の利便性向上を図るとともに、立地条件や公園計画など、本公園が有する特徴を踏まえ、各ゾーン間の移動性の向上など、公園全体を楽しんでもらえるような取り組みを期待する。

また、先進的な里山保全活動や生物多様性に関わる取り組みがなされているとともに、伝統的な里山保全活動に取り組んでいる一庫公園とも連携した活動を行っていることについて、広く県内外に向けた積極的な情報発信にも努められたい。

3 県営住宅整備事業

姫路夢前台住宅建設事業（建替）（姫路市）

当該事業は、耐震性の確保、老朽化した建物設備の更新、防災防犯機能の向上、多様な年齢層や家族構成など世帯構成に応じた居住空間の確保など、居住者の安全安心の向上や快適性等の確保を目的とし建て替えを行い、平成19年度に完成したものである。

検証により、住宅建て替え後の整備状況等から、県営住宅として長期活用を図るべく良好な住宅ストックが確保されたことが確認できた。

なお、モデル整備として取り組んだ県営住宅の屋上の緑化について、住民による維持管理の実績、管理設備の性能やコストなど得られた知見は非常に有意義であるため、今後の同種事業に活かされるよう努められたい。また、広場や緑地の植栽選定においては、地域性や周辺環境にも配慮されたい。

加えて、住宅確保要配慮者に対する多様な型別供給の一層の充実にも努められたい。

4 かんがい排水事業

県営かんがい排水事業（本庄川地区）（南あわじ市）

当該事業は、慢性的な水不足による干ばつ被害などの課題解消のため、農業用水の安定供給等を目的として、本庄川上流にかんがい用ダムを建設するとともに農業用水供給のための管水路設置を行い、平成16年度に完成したものである。

検証の結果、ほ場整備等関連事業との相乗効果により、認定農業者の着実な増加、作物の生産性向上、営農の効率化・省力化等が図られた他、農家からは干ばつ災害や塩害被害減少に対する一定の評価も得ていることから、その整備効果については確認できた。

なお、今後の事後評価においては、かんがい用のダム事業による下流域の河川環境への影響や水質状況などの視点についても評価項目とされたい。